

東京都個人タクシー協会

会報

乗って安心個人タクシー



平成25年
10月号

第7回 理事会の焦点

感謝と決意を込めて

開催日時 9月19日(木) 午後1時

場所 日個連会館

議題

- ① 第21回個人タクシー利用者懇談会の開催に関する件
- ② 役員等選出規則一部改定(案)承認に関する件
- ③ 代議員選出規則廃止に関する件
- ④ 一般社団法人移行に伴う諸規程の一部改定(案)承認に関する件
- ⑤ 一般社団法人への移行認可申請書承認に関する件

理事会に先立ち、木村会長より以下の話がありました。

「既に報道がなされているように、第二回第三者委員会にて答申が出されました。ご尽力をいただいた委員の先生を始め、ご心配をおかけした行政や法人業界など都個協を取り巻く多くの方々への感謝を改めて申し上げます。これからは1万5千人の事業者全員で受けとめ、生かしていく必要があると思っております。課題は山積していますが、個タクの歩むべき道を見定め、乗り越えていきたいと思います。」その後の審議で議題は全会一致で可決承認されました。

一般社団法人への移行認可申請書提出

9月6日に行われた第二回都個協一般社団法人移行に関する検討委員会にて答申書が提出され、移行申請に向けた条件が整いました。理事会の中で、この内容を踏まえた議題が全会一致で承認されたことにより、理事会終了後、同日付けで東京都へ移行認可申請が行われました。

以下、答申書の内容を抜粋掲載します。

記

協会の理事の総数と会員団体ごとの理事数の配分について

- (1) 理事の総数は29人とし、員外の1人は会長が推薦するほか、28人については正会員で配分する。
- (2) 理事基準数(総事業者数÷28)を下回る正会員は、複数会員ある場合は合計で2人、1会員の場合は1人とする。
- (3) 残数を、理事基準数を上回る正会員において、事業者数に応じて案分する。
- (4) 1正会員の上限は15人とする。

会員団体ごとの議決権数の配分について

- (1) 議決権総数68個のうち、各正会員にまず1個を割り振る。
- (2) 残数は、議決権基準数(総事業者数÷68)を上回る正会員において、事業者

者数に応じて案分する。

- (3) 1正会員の上限は35個とする。

結論に至る理由

理事数及び議決権数の配分において、人数比例によるものが基本ではあるが、協会としての適正な運営を確保するためには、これまでの歴史的経緯を尊重することも重要であることから、「最低限の過半数」という上限を設けることとした。

付帯意見

理事数及び議決権数の配分をあらかじめ決めることは、会員間におけるいわずの紳士協定であること
を深く認識し、公益的
使命が求められている
協会として、社会から
の信頼を高めるため、
互いに信頼を深めるこ
とが重要であることも
に、新基準の実施後
における協会運営の状
況について、適切な時
期において、適正な運
営が確保がなされてい
るか、再確認をすること
が望ましい。

都内個人タクシー現況 (平成25年9月1日現在)
許可事業者数 15,331名 (前月比-36名)
(特別区、武三14,867名 北多摩179名 南多摩285名)
傘下事業者数 15,046名 (前月比-36名)
(特別区、武三14,584名 北多摩179名 南多摩283名)

運輸支局長による自動車運転者表彰

他の模範となり、先導し続けられるよう 更なるレベルアップを心に誓った24名

9月20日(金)午後2時より、品川区総合区民会館「きゅりあん」にて、関東運輸局東京運輸支局長による「平成25年自動車運送事業運転者表彰」表彰式が行われました。受賞者総数は265名、そのうち個人タクシー事業者の受賞は24名でした。代表として、全個人タクシー協議会の内田雅彦さんが表彰状を授与されました。



「大切なのは輸送の安全と事故防止」と語る小竹支局長

表彰に先立ち、小竹支局長から次のような式辞がありました。「この度の受賞は皆様方ご自身の努力の賜物であり、その陰には安心して業務に専念できるような支えてこられたご家族の理解と協力、また職場の同僚や上司の温かい励ましがあつたことを忘れてはなりません。この受賞を機に、皆さんの果たす役割が社会にとっていかに重要であるかを改めて思い起こしてください。変化する厳しい交通環境の中、運転業務は神経をすり減らす毎日であると思いますが、健康に留意しプロドライバーとしての誇りを胸に、後進の方々の指導はもとより、社会全体のレベルアップにご尽力いただきますよう、よろしくお願いいたします」

表彰に先立ち、小竹支局長から次のような式辞がありました。「この度の受賞は皆様方ご自身の努力の賜物であり、その陰には安心して業務に専念できるような支えてこられたご家族の理解と協力、また職場の同僚や上司の温かい励ましがあつたことを忘れてはなりません。この受賞を機に、皆さんの果たす役割が社会にとっていかに重要であるかを改めて思い起こしてください。変化する厳しい交通環境の中、運転業務は神経をすり減らす毎日であると思いますが、健康に留意しプロドライバーとしての誇りを胸に、後進の方々の指導はもとより、社会全体のレベルアップにご尽力いただきますよう、よろしくお願いいたします」



受賞した個人タクシー事業者 24名の皆さん

最後に受賞者代表が「受賞の感激を忘れることなく、今後とも心身の充実をはかり、公共的使命の責任の重大性を自覚し、なお一層の精進に務めます」と挨拶を行いました。受賞者全員が模範ドライバーとしての使命を改め、確認しました。

受賞者の喜びの声

全個人タクシー協議会

内田 雅彦さん (50歳)

何より無事故を第一に!

法人時代と合わせてタクシー業務に従事して22年。とにかく無事故で帰るということを第一に考え、スピードを控えて安全運転を心がけてきました。お客様と関わる仕事をしてきて、うれしく思う瞬間は信頼されていると感じる時。わざわざ自分の車を選んで乗ってくださるお客様もいらつしやう、日々のやりがいにつながっています。



都営協・交友支部

野崎 正彦さん (59歳)

歴史ある個人タクシーの ドライバーとして

個人タクシー業務に従事して17年。こうして受賞できたのもやはりお客様あつてのことだと思っています。乗車されるお客様に合わせて、きめ細かい対応を心がけています。個人タクシーは昭和34年に173名の方々によって個人営業が許可され、はじまったという歴史があります。この個人タクシーの歴史がこれからも長く続くように微力ながら貢献していきたいと思っています。



「個人タクシー利用者感謝 キャンペーン」の実施について

12月3日の「個人タクシーの日」を期して、利用者の皆様に日頃のご愛顧への感謝の気持ちを伝えるとともに、マスターズ制度の取り組みを中心とするサービス向上キャンペーンを毎年12月に行つております。今年は12月1日(日)から21日(土)に実施します。マスターズ制度参加事業者の皆様には、応募はがきのチラシを10枚、裏面に広告を載せた領収書ロールを1本お渡しします。

お客様の際の際には、「個人タクシーのキャンペーン中です。この領収書をはがきに貼つてご応募ください。東北くつろぎの旅が当たります。」と一言添えてください。

当選されたお客様が乗車した事業者の皆様にも副賞が当たります。「乗って安心個人タクシー」の再現へ向けて、業界が今こそ一丸となって個人タクシーの再生を社会にアピールする大きな機会です。

皆様の
ご協力を
お願い
いたします。

領収書ロール裏面広告

12月3日は個人タクシーの日

マスターズ制度実施中

抽選で715名に当る!!

特産品(産地直送)

グリーン車でゆく
東北くつろぎの旅 100名様

15名様(ペア) クオカード 600名様

応募方法

平成25年12月1日~21日の間に乗車した
領収書をハガキに貼り下記入送付して下さい。
※ハガキ裏面に必ず「個人タクシー感謝の日」を記入し、
「個人タクシー感謝の日」を記入して下さい。

〒164-0012 東京都中野区弥生5-6-6
個人タクシー支部4部 TEL: 03-5342-1355
一社社団法人 全国個人タクシー協会 関東支部

がんばれ 東北! がんばろう 日本!

感謝の手紙



都営協・板橋支部
土井雅彦さんへの感謝の言葉

先日個人タクシーに乗り、書類の入った封筒を車内に置き忘れてしまったところ、翌日には留守宅に届けていただき、本当にありがとうございました。新聞やテレビなどで時折海外から見た日本のタクシーの乗客への対応に対する称賛の言葉を聞きますが、実際に体験することで、感激とともに誇らしい気持ちになりました。正直なところ、忘れ物として保管はしていただけたとは思っていましたが、まさか届けていただけとは思いませんでした。直接お礼をさせていたできなかったのですが、お忙しいかと思いますが、お手紙にて感謝の気持ちをお伝えさせていただきます。

一人の親切な対応が、個人タクシー全体の評価につながります。個人タクシーを利用するお客様をこれからも増やしていきたいでしょう。

「自動車点検整備推進運動」の実施

国土交通省では、平成25年9月1日から10月31日までの2ヶ月間を「自動車点検整備推進運動強化月間」として、点検・整備の重要性を強く呼びかけています。適切な点検・整備はCO2削減効果もあります。ぜひ右のチェックシートを見ながらチェックしてみてください。

点検しよう! 日常点検 15項目チェックシート. Includes diagrams of engine room, exterior, and chassis with numbered items 1-15.

第30回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン

今年も「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」が10月22日(火)から10月31日(木)までの10日間、都内全域で実施されます。既にキャンペーンポスター及びチラシ等が掲出されています。思いですが、ご協力よろしくお願いたします。



行政処分状況

Table with columns: 処分日, 氏名, 住所, 処分内容 (車両停止), 違反事項, 違反概要, 点数. Data for 8/27.

不適正営業集計表 (街頭営業適正化指導規程)

Table with columns: 発生日, 警告事案, 講習事案, 処件事案, 合計. Data for 平成25年7月.

処件事案対処報告書 (街頭営業適正化指導規程)

Table with columns: 会員, 団体名, 氏名, 発生日, 発生場所, 対象行為, 加重, 処分内容. Data for 都営協 and 都協協.

*処件事案は東個協・都営協に処分を要請し、平成25年8月中に処分内容の報告があったもの *加重とは、処件事案としての処理が2回目以降となる場合です

計報

*8月

Table with columns: 氏名, 所属団体, 享年, 病名. Lists names like 神田均, 筒井隆夫, etc.

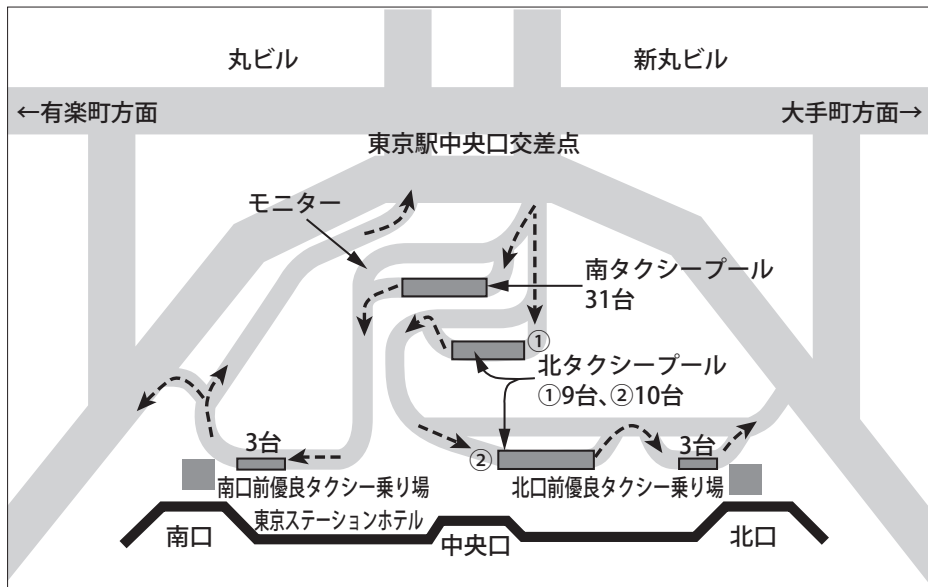
ご冥福をお祈り申し上げます

JR東日本より改善要請 東京駅丸の内口タクシー乗り場における 路上喫煙禁止の徹底について

JR東日本より、東京駅丸の内口南タクシープールと北タクシープール(①・②)内でのタクシー運転手の喫煙及び吸殻のポイ捨て等に対する改善要請がありました。路上での喫煙行為及び吸殻のポイ捨て等は、受動喫煙による健康被害やタバコの火による火災の誘発等を引き起こす危険を伴う行為であります。

また、東京駅のある千代田区では、路上喫煙禁止条例として「安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例」が制定されており、駅のタクシー乗り場及びタクシープール内での喫煙及び吸殻のポイ捨て等も罰則の対象として過料処分となります。

タバコは吸わない、吸殻のポイ捨てはしない等、路上喫煙禁止とマナーを徹底するとともに、優良個人タクシーへの信頼が失墜することにならないよう適正営業をお願いします。



支部の壁一面に貼り出された事故防止に関する資料



支部内に飾られた歴代の感謝状の一つ



支部を支えるスタッフの皆さん



左から松吉総務部長、大信田副支部長、宇田川支部長、戸丸交通共済部長

支部内のコミュニケーションを図るため、年に1回支部研修旅行が行われる



なんでもトピックス

地域のおすすめスポットやクラブ活動、名物ドライバーなどなんでもご紹介

目黒のお不動さん

泰山山瀧泉寺の目黒不動尊は平安時代創建。日本三大不動の一つと言われ、古くから浅草寺と並んで東京の信仰の中心地として栄えています。目黒という地名もここから始まったという説もある、地元で愛される名所です。



「交通安全とともに、決して忘れてはいけないのは接客業としてお客様への挨拶と心配り。これらは個人タクシーの原点でもありますから」と宇田川支部長。支部のモットーである「誠真誠意」の言葉とともに、個人タクシー再生への熱い思いと意欲が伝わってきました。

無事故・無違反を目指して

昭和37年10月、目黒協会として発足し、今年で51年を迎えた目黒第一支部。支部の至る所に交通事故への注意喚起に関する資料が貼り出され、毎年3月には近くの目黒不動尊へ交通安全祈願に行くなど、無事故無違反への啓蒙活動はかなり積極的です。さらに春と秋の全国交通安全運動期間中には、区内の交通安全指導に参加・協力もしています。ここ数年は残念ながら無事故無違反の結果を残せていませんが、今年になってその努力が確実に数字として実を結びつつあります。

東京ぐるり

支部紹介 ● 第54回 ●

東京都個人タクシー協同組合 目黒第二支部
(所在地：目黒区鷹番)